

## 日本における債権者委員会の現状と課題

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
パートナー 弁護士 栗田口 太郎

### 第1 債権者委員会制度の意義・趣旨

債権者委員会は、20世紀の終わりから21世紀の初頭にかけて、日本の倒産法が大規模な改正論議を迎えた際に、諸外国の立法例をふまえて検討され、採用されたものである。

具体的には、まず2000年4月1日施行の民事再生法に、次いで2003年4月1日施行の会社更生法に、さらに2005年1月1日施行の破産法に、それぞれ、導入された。

立法担当者は、倒産処理につき最も利害関係を有する債権者の意思が手続の進行等に反映される途を確保するため、諸外国の立法例（米国連邦倒産法、ドイツ倒産法等）を参考に、債権者委員会を導入したものと説明している。

#### 【債権者委員会の種類】

	手続	法律	委員会	委員となる者	法制度化
再建型	民事再生	民事再生法	債権者委員会	再生債権者	2000年
	会社更生	会社更生法	更生担保権者委員会 更生債権者委員会 (株主委員会)	更生担保権者 更生債権者 (株主)	2003年
清算型	破産	破産法	債権者委員会	破産債権者	2005年
	特別清算	会社法	なし		なし

米国連邦倒産法においては、一定の規模を超える事件について、無担保債権者委員会の設置が必要とされている。これに対し、日本の債権者委員会は、その設置を必要的とするのではなく、裁判所が、裁量的に承認するものとして設計されている。すなわち、自主的に手続外で組織された債権者委員会が、倒産手続に関与することについて裁判所に申立てを行い、裁判所が、要件を満たすものとして倒産手続への関与を承認した場合に、法定の権限が認められる制度として構成されている。

このように、債権者委員会について、裁判所の裁量的承認というスクリーニングがかけられるのは、過去の悪弊への反省に基づくものである。すなわち、日本では、かつて、破綻企業の任意整理（裁判所の倒産手続を用いないで行われる債務整理）において、「整理屋」と呼ばれる悪徳業者が跋扈し、「債権者委員会」の委員長を買って出て、債権者間の公平な分配を装いながら、その実は、自己に過大な分配を図る等の不公正な運営を行うことがあった。日本の倒産法は、これを防ぐために、裁判所による厳格な承認要件を規定しているのであるが、これは、他方において、債権者委員会の実例が極めて少数にとどまる要因ともなっている。

## 第2 債権者委員会の現状と実例

債権者委員会に関する正式な統計は存在しないが、筆者の知る限り、次の各事例が存在している。

### 1 更生手続における債権者委員会

更生債権者委員会・株主委員会の承認例は存在しない。他方、更生担保権者委員会については、東京地裁において、Spansion Japan（2009年）、エルピーダメモリ（2012年）の2件（いずれも半導体製造メーカー）で、更生手続への関与が承認されている。

Spansion Japan の更生担保権者委員会は同一財産上の担保付シンジケートローン債権者10名から成り、担保権者間の利害関係が同一であったのに対し、エルピーダメモリの更生担保権者委員会は工場財団抵当権者（1番及び2番抵当権者）並びにリース債権者から成っており、担保権者間の利害関係が異なっていたという相違点がある。

#### (1) Spansion Japan の事案

Spansion Japan の更生手続においては、更生会社の有する半導体製造装置、原材料・半製品、建物（会津工場）、売掛金等を目的とする担保付シンジケートローンが組成されており（更生手続開始時における債権者は11社）、このうち10社が、更生手続開始後に、更生担保権者委員会を組成し、その手続関与を裁判所に申し立て、承認を受けた。担保付シンジケートローン団の担保目的財産は共通しており、更生担保権額の99%超という圧倒的な規模を占めていた。

管財人は、米国親会社（米国 Chapter 11 手続を申請）が最大顧客であり、製造上必要な知的財産権も独占していたことから、当初、米国親会社をスポンサーとして仰ぐ内容の一体的な再建方針を立てていたが、更生担保権者委員会は、親会社及び米国債権者委員会の方針と合致せず、奏功しないおそれが高いものとしてこれを牽制し、親会社以外のスポンサーを仰いで再建すべきであると主張した。

更生担保権者委員会は、再建方針・更生担保権額・弁済条件等をめぐる更生計画案の協議においては管財人と鋭く対立したが、更生会社の資金獲得（これによる弁済原資の極大化）の面では管財人と協働した。その結果、更生会社の事業の再建が図られるとともに、更生担保権の全額の認容及び弁済、余剰資金による更生債権者に対する追加弁済などの成果につながった。

#### 【Spansion Japan 更生担保権者委員会の特徴】

①	更生計画案の協議において、管財人と更生担保権者委員会とが、再建方針・更生担保権額・弁済条件等をめぐって鋭く対立し、更生計画案の提出期限が管財人側2回、債権者側3回の伸長を経て、両者（管財人・委員会所属の全債権者）が、それぞれ更生計画案を提出する事態に至ったこと。
②	管財人・更生担保権者委員会が、その合意に基づき倒産手続に通暁した弁護士3名を調停委員とする私的な（裁判所外の）調停を進めたこと。この全11回に及ぶ調停の過程において、管財人・更生担保権者委員会がそれぞれの立場から主張を戦わせ、また、調停委員会の指示

	もあって、更生計画案の基礎となる資金計画・事業計画・弁済計画及び関連する計数・資料を含む詳細な情報の開示が進められたこと。その結果、合意形成の基礎が確立し、最終的に、裁判所が、残された論点について調停委員会の判断に従うよう双方に指示した結果、これに従うかたちで更生計画案の一本化に至ったこと。
③	その結果、担保付シンジケートローンの被担保債権の全額である 275 億円（更生開始後 1 年分の利息を含む。）が更生担保権として認められたこと。
④	更生会社の 2 つの半導体製造ラインのうち世界最先端のラインが活動休止に至ったことから、半導体業界にも専門性を有する更生担保権者委員会のエージェントが、裁判所の許可のもとで、管財人の販売エージェントをも兼任して同ラインの販売活動を世界的に展開したこと。その結果、米国の大手半導体製造メーカーとの成約に至り、さらに、活動継続中であった他方の半導体製造ラインに係る事業をも一括して買い受けるよう同メーカーに働きかけ、これに成功して、事業再建及び雇用の継続が達成されたこと。
⑤	更生担保権者委員会が、米国親会社（Spansion LLC）が届け出て、管財人が認めた更生債権について劣後化を主張して異議を述べ、さらに、米国親会社の Chapter 11 手続にも参加して、米国親会社及び管財人と交渉した結果、これら三者間の和解により米国親会社の更生債権の全額が劣後化されるとともに、更生会社の米国親会社に対する多額の売掛金が確定し、更生計画の弁済原資となったこと。
⑥	米国親会社は、更生会社に対するファウンドリー契約（委託生産契約）を双方未履行契約として解除し、その結果、更生会社は米国親会社に対して損害賠償債権（rejection damages claim）を取得していたが、これをめぐる米国訴訟において、更生担保権者委員会のエージェントが、最大の争点であった委託生産契約中の生産量に関する文言の解釈に関して、その締結時の交渉に関与していた立場から管財人の求めに応じて主張立証上の協力をを行い、管財人の尽力と相俟って、親子間での巨額の和解の成立につながった（これが更生債権者に対する追加弁済の原資ともなった）こと。
⑦	更生担保権者委員会に所属する 10 名の更生担保権者に対して、「更生会社の事業の更生に貢献した」ものとして、更生会社財産から報償金 5 億円（会社更生法 124 条 1 項）を支払うことが裁判所により許可され、これが実際に支払われたこと。

## (2) エルピーダメモリの事案

エルピーダメモリの更生手続においては、更生会社の広島工場に係る工場財団抵当権者（二番抵当権者を含む）と、同工場内の半導体製造装置に係るファイナンス・リース債権者により、更生手続開始後に更生担保権者委員会が組成され（委員数 10 名）、裁判所により、その手続関与が承認された。担保目的財産の個別評価に関する事項は委員会の検討事項とされず、更生担保権者の全体の利益（全体の「パイ」）に関わる事項を中心に活動が進められた。その一環として、更生担保権者委員会により、管財人に対して、スポンサー選定に係る事項をはじめとして、さまざまな情報開示の要求や意見陳述がなされた。他方、更生担保権者委員会に属しない債権者（委員会に属しないファイナンス・リース債権者や、社債権者をはじめとする無担保債権者）も、それぞれの立場から情報開示の要求や意見陳述を行った。最終的に、更生計画案は、更生担保権者の組において 99%超の賛成を得て可決されており、更生担保権者委員会の活動が手続の安定化に資したものである。

## 2 再生手続における債権者委員会

### (1) 京都地裁の事案

呉服販売会社の再生事件について、取引先の再生債権者 6 社が中心となって、取引先の意見を再生手続に反映させるため、再生債権者 75 社の同意を得て、債権者委

員会が結成されたものである。債権者委員会の委員長の委任を受けた代理人弁護士が、債権者委員会の承認を申し立て、裁判所の承認を受けたものである。

## (2) 静岡地裁沼津支部の事案

ゴルフ場運営会社の再生手続において、再生債務者主導の手続に賛同しない会員債権者が「会員の権利を守る会」を作り、その会が母体となって、再生債権者（多くは会員債権者）の過半数の同意を集めて、裁判所から、債権者委員会としての手続関与の承認を得た事案がある。

この事案においては、①再生債務者提出の再生計画案、②債権者委員会側の債権者提出の再生計画案、③債権者委員会側と異なる内容の他の債権者提出の再生計画案が提出されたが、裁判所・監督委員・再生債務者・債権者委員会（側の債権者）・再生計画案を提出した他の債権者により協議が重ねられた結果、円満な解決に至り、再生計画案が一本化された。この経過の中で、債権者に様々な意見が生ずるに至ったことから、債権者委員会については、後述の第2要件が欠けるに至ったものとして、裁判所による手続関与の承認が取り消されている。

## (3) 東京地裁の事案

マンションの建設販売等を行う不動産業者（アーバンコーポレーション）の再生事件において、再生債権者のうち主要債権者の1名から、自らを含む再生債権者3名で構成される債権者委員会が再生手続に関与することの承認を求める申立てがされ、東京地裁でこれが承認された例がある。

## 3 破産手続における債権者委員会

破産手続における債権者委員会の例は、見当たらない。

## 第3 債権者委員会制度は、このままでよいか？ — 実例が少ない原因

以上のように、債権者委員会について、日本における承認例は乏しい状況にある。この要因は、いかなる点にあるであろうか。

案件の規模や属性を問わず、ごく一般的な要因をまず考えると、日本の倒産手続の基本的な枠組み、すなわち裁判所・監督委員による手続監督や、これを受けた管財人・再生債務者による適切な進行が機能している案件が、多数を占めることに求められるであろう。

日本の倒産手続が、スピーディかつ廉価な手続を達成し得ているのは、債権者委員会による水平型・ヨコ型の監督モデルを強制せず、「裁判所⇒監督委員⇒再生債務者」、「裁判所⇒（調査委員⇒）管財人」という垂直型・タテ型の監督モデルを原則型とし、債権者が必ずしも倒産手続への主体的関与に強い意欲を示さない大多数の案件を合理的に処理する枠組みを基本に据えているからであると考えられる。

【日本の倒産手続における追行主体と監督機関】

	タイプ	手続開始前		手続開始後	
		主体	監督	主体	監督
民事再生	原則 (DIP 型)	再生債務者	監督委員	再生債務者	監督委員
	管理型	管財人		管財人	
会社更生	伝統型	保全管理人		管財人	
	DIP 型	開始前会社 (代表者)	監督委員兼 調査委員	管財人	調査委員
破産		(保全管理人)		管財人	

実際にも、債権者にとっては、その有する債権額の大きさ、債権額全体に占める自らの債権額の割合、自らの行動によって弁済額・弁済率に有意な増加が生ずるか否か、損失につき引当金を積んであったか否かなどに応じて、その有する関心の程度はさまざまであり、また、その行動様式も異なり得る。債権届出、議決票の投票、債権者集会への出席といったルーチン・ワーク以外には積極的な対応を差し控える債権者も多い。そのような大多数の事件においては、「裁判所⇒監督委員⇒再生債務者」、「裁判所⇒(調査委員⇒)管財人」という監督モデルのみであっても、十分に機能する。

日本の倒産手続が、債権者委員会を必置のものとして、任意の制度としているのは、この意味において、合理的な枠組みであると考えられる。米国連邦倒産法のもとでも、少額案件においては、債権者委員会は要求されていない。

しかし、日本の法的倒産手続は、いざ、債権者が主体的・積極的に関与しようとする、制度上、様々な障壁を感じる手続となっていることも事実である。大多数の事件を迅速・廉価に処理できるモデルを採用したことの代償として、債権者の不服申立権や債権者に対する情報開示は、制度として、かなり限定されている。

これに対し、日本の私的整理手続では、再建計画案の成立について、対象債権者の全員の同意が必要とされていること、そのため(かつ、対象債権者が通例は金融機関に限られ、その守秘義務の遵守を期待できるため)、債権者から要求された情報は、通例、適時かつ十分に開示され、債権者の地位は十分に確保されている。

債権者は、私的整理手続においては保障されていた前記の地位が、より大きな損失を覚悟しなければならない法的倒産手続において、かえって不十分にしか保障されていないというギャップを抱えることとなる。また、海外の法的倒産手続には、米国 Chapter 11 手続をはじめとして、債権者又は債権者委員会に対し、通知・審問、不服申立権、情報開示等の面において、より強力な権利を付与するものがあり、こうした手続に習熟した海外債権者は、日本の法的倒産手続に彼我の差を実感することとなる。

こうしたギャップは、特に大型事件、国際倒産事件、主要債権者が海外債権者である事件などにおいて顕著となり、時に債権者にとって、非常に大きな不満の原因となり、債権者による深刻な批判や攻撃の対象ともなる。

近時における法的倒産手続の減少の理由は、私的整理手続に比較した場合におけるこのような債権者保護の不十分性に求められることもある。また、倒産手続は、いうまでもなく、債務者のみならず債権者のための手続でもある以上、倒産法制及びその運用は、このような債権者の地位の確保に十分な配慮が必要であると考えられる。

以上の観点からは、本来、債権者委員会の制度が、より積極的に活用されてよいはずである。米国連邦倒産法のもとにおいては、特に Chapter 11 の大型再建事案において、債権者委員会が活発に活動していることはつとに数多く指摘されているところである。また、ドイツ倒産法は、2011 年の改正により、債権者委員会を強化する方向での改正を行ったところである。さらに、韓国においても、企業再生手続の成功の鍵は債権者委員会であるとしても過言ではないとの指摘がある。わが国の債権者委員会のあり方も、このような国際的潮流をもふまえて検討される必要があるであろう。

このような重要性にもかかわらず、債権者委員会が少数の実例にとどめられているのは、私見によれば、次の理由による。

- 債権者委員会による手続関与の承認の要件が厳格に失し、裁判所の承認を受けことが困難である（実際にも、承認申立ての後、要件の充足が困難とみなされ、取下げに至った事案がある。）。
- 債権者委員会の承認を受けても、付与される権限が不十分であり、メリットに乏しい。法定の委員会でなくても債権者グループで代替できる程度の権限しかない。
- 債権者委員会の委員となった場合には、他の債権者に対する義務や責任を負担するのではないかとの懸念がある。

そこで、次に、債権者委員会の要件と権限について、検討する。

#### 第4 債権者委員会の手続関与を承認する要件

##### 1 債権者委員会の承認要件

承認要件は、再生手続を例にとると、以下のとおりである。

【要件】

第1要件	委員の数が3人以上10人以内であること
第2要件	再生債権者の過半数が、当該委員会が再生手続に関与することについて同意していると認められること
第3要件	当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること

このうち、第2要件・第3要件を満たすことは容易でない。委員会の活発な利用を図るため、実務運用として、要件の充足をできる限り緩やかに認めるべきであるとか、法改正により規律を再構成すべきであるなどの意見がある。

## 2 第2要件（再生債権者の過半数の同意要件）について

第2要件は、「当該委員会が再生債権者の代表として民主的な基盤を有することを確保するとともに、再生債権者全体の利益を適切に代表していることを、より客観的な事情に基づいて判断するために、再生債権者の過半数が同意していると認められることを要求するもの」と説明される。

また、第2号が「同意していると認められること」と規定しているのは、裁判所が同号の要件の充足性を判断する上では、再生債権者の過半数に当たる者が個別に同意していることを同意書等の証拠資料によって厳密に認定する必要はなく、債権者集会その他の諸機会に再生債権者の過半数が賛成の意思を表明したこと等の事情が認められれば足りることを表したものとされている。

しかし、再生債権者委員会は、大規模事件においてこそ、その機能が発揮されるべきものであるところ、大規模事案においては、債権者数が極めて膨大にのぼる事案も少なくない。その場合に、過半数の同意を個別に取得することは困難であるほか、上記のような「債権者集会その他の諸機会に再生債権者の過半数が賛成の意思を表明したこと等の事情」を疎明することも困難であろう。

第2要件（再生債権者の過半数の同意要件）は、消極的要件として構成し直し、例えば、再生債権者の過半数が反対していると認められる事情のない限り、債権者委員会の承認を認める方向での改正を検討してよいのではないかと考えられる。

## 3 第3要件（全体利益代表要件）について

第3要件の趣旨は、再生債権者の中には利害関係の異なる複数の集団があるのが通常であることから、当該委員会がその委員の構成等において、再生債権者の一部の集団を代表するものではなく、再生債権者全体の利益を適切に代表していると認められることを要求するもの、と説明される。

しかし、この要件については、抽象的理念的要件であり、その疎明が困難であることから、選任要件が厳格に過ぎ、全債権者の利益を代表する委員会を構成することが非常に難しいとの批判が多い。

こうした批判を踏まえ、第3要件については、柔軟な運用が望まれるところである。

現実にも、裁判所が、監督委員による意見書（債権者委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められる旨の意見書）の提出を踏まえて、第3要件の認定をした例がある。すなわち、監督委員が、各再生債権者に対して、債権者委員会の承認に関するアンケート調査を実施し、賛成者のほうの額が多いこと（賛成債権者：債権額29.3%、反対債権者：23.7%）、反対債権者の中の最大債権者も、早期弁

済と高額弁済が実現されるのであれば債権者委員会の関与自体を問題視するものではなかったことなどから、前記意見書を裁判所に提出し、第3要件が認められたものである。このような柔軟な運用が望まれるところである。

また、立法論としても、全体の利益を適切に代表していないと認められる明らかな事情がある場合に、裁判所が承認できないこととする（すなわち、消極的要件として構成する）方向で改正することも検討されてよいものと考えられる。

裁判所による手続関与の承認は、前述のとおり、あくまで裁量的であり、必要ではないのであるから、このような消極的要件（承認阻害要件）として再構成しても、弊害が生ずるおそれは低いのではないかと考えられる。

## 第5 債権者委員会の権限・地位

### 1 債権者委員会の権限・地位とその問題点

債権者委員会は、次の権限・地位を有する（主に更生手続を例にとる）。しかし、以下に付言するとおり、必ずしも魅力的なものではなく、強化を検討する必要がある。

#### 【債権者委員会の権限】

	債権者委員会の権限	問題点
①	管財人は、委員会承認の通知を受けたときは、遅滞なく、更生会社の業務及び財産の管理に関する事項について、委員会の意見を聴かなければならない。	意見陳述は委員会以外の一般債権者であっても事実上可能であり、際立った権限とは言い難い。
②	委員会は、裁判所又は管財人に対して、意見を述べることができる。	意見陳述は委員会以外の一般債権者であっても事実上可能であり、際立った権限とは言い難い。
③	委員会は、管財人から裁判所に報告書、貸借対照表・財産目録の提出があったときは、遅滞なく、当該報告書等の提出を受けることができる	委員会以外の債権者であっても、裁判所における記録の閲覧・謄写を通じて取得できる。
④	裁判所が計画外事業譲渡を許可する場合、知っている更生債権者及び更生担保権者からの意見聴取を要するが、委員会があるときは、その意見聴取をもって足りる。	委員会がない場合であっても、債権者の意見は聴取される。裁判所は、許可にあたって、意見を参考にすれば足りる（反対意見に事業譲渡を制止する効力があるわけではない）。
⑤	委員会は、関係人集会の招集申立権を有する。	委員会特有の権限ではない。
⑥	委員会は、裁判所に対し、管財人に更生会社の業務及び財産の管理状況その他更生会社の事業の更生に関し必要な事項について報告を命ぜらざるよう申し出ることができ、裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、管財人に対し、報告を命じなければならない。	委員会に対する直接の報告制度とはされておらず、情報開示の観点からは極めて不十分な制度にとどまる。

⑦	委員会に更生会社の事業の更生に貢献する活動があったと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した更生債権者（更生担保権者）の申立てにより、更生会社財産から、当該更生債権者（更生担保権者）に対し、相当と認める額の費用償還を許可することができる。	裁判所の裁量による。費用償還申立てが認められた例はない。Spansion Japan の更生担保権者委員会は、東京地裁に対し、①費用償還申立て、②報償金支払の上申、を行ったが、①ではなく②を根拠として、委員 10 名が、総額 5 億円の報償金の支払を受けている。
⑧	委員会による再生計画の履行監督権（民事再生法 154 条 2 項。費用を再生債務者が負担する旨を再生計画に規定可）	再生計画成立後に債権者委員会による履行監督の必要が生じた場合に対応した規定となっていない。

以上のとおり、債権者委員会の権限は、個別の債権者であっても、実質的には代替しうるものが少なくないため、あえて債権者委員会を組成する必要を感じないものにとどまっている。すなわち、これらの権限又は地位は、委員会に独自のものばかりではなく、また、強固なものともいいがたい。「数の力」を発揮すべき場合においても、債権者グループを形成することにより代替することができ、あえて債権者委員会を組成する必要までは感じないという結果を導きやすい。

## 2 債権者委員会の権限の強化と、これに伴う問題について

わが国の債権者委員会制度は、その入口において、前述した 3 つの要件が課され、これに対して裁判所の裁量による手続関与の承認が行われた上、このテストを通過した債権者委員会に対しても、前述のとおり、強固な権限は認めていないものであり、総じて謙抑的な制度設計がとられていると評価してよいと思われる。

これに対して、米国 Chapter11 手続の無担保債権者委員会には、次の権限が付与されている（米国連邦倒産法 1103(c)）。

### 【米国 Chapter11 手続の無担保債権者委員会の権限】

①	手続の遂行に関して債務者（DIP）又は管財人と協議する権限
②	債務者の行為・資産・負債・財務状態に関する調査権限、債務者の事業の運営、事業の存続の見込み、手続又は計画立案に関するその他の事項について調査する権限
③	再建計画の立案に参画する等の権限
④	管財人・調査委員の選任請求権限
⑤	委員が代表する者の利益になるような役務の提供をする権限

米国 Chapter 11 手続においては、無担保債権者委員会の広範囲の調査権限（ディスカバリーを含む）と、再建計画立案への参画権限を前提として、債務者（DIP）と債権者委員会とがあらかじめ情報を共有し、協議・交渉を重ねた上で計画案が作成されている（DIPに手続開始後 120 日間の独占的な計画提出期間が認められている）。

また、債権者委員会の委員は、債権者（委員会により利益を代表された種類の債権の保有者であって委員会の構成員でない者）に対して、情報へのアクセスを提供する義務を負担している（1102(b)(3)）。債務者の秘密情報については、債権者委員会との守秘義務契約による対処のほか（なお、連邦管財官は、一般に債務者との競争関係にある者は債権者委員会の委員として選任しない）、秘密情報の範囲と性質を画し、その利用及び開示を制限する内容の裁判所の命令を債務者が取得する（債権者委員会とその取得を債務者に求める）ことにより、債務者の秘密情報の保護と債権者委員会の情報アクセス提供義務の遵守が図られている。

日本においても、債権者の利益保護のために債権者委員会の活性化を図る見地から、その権限は、いま少し強化されるべきであるが、検討すべき課題も多く、議論の集積が必要と思われる。

【検討課題の一例】

①	債権者委員会の委員の義務・責任をどう考えるか（信認義務、守秘義務等）。権限のあり方は、義務・責任のあり方の検証も伴う。それが債権者委員会の組成のインセンティブに与える影響（特に萎縮効果）にも留意する必要がある。
②	手続進行の遅滞化・高額化・重厚化、秘密情報の漏洩の危険等、手続・事業に与える悪影響にも十分考慮する必要がある。
③	債権者委員会の規律をすべての手続・事案に均一なものとして、一定の規模を超える事案とそれ以外の事案とで規律を区別する方向性も考えられる。
④	債権者委員会に対する情報開示のあり方。例えば、実務上の工夫として、秘密保持契約を締結したうえで、ウェブサイト・電子メールを利用した開示や私的な調停を通じた開示も考えられる（Spansion Japan の更生担保権者委員会に対してはいずれも実施された。）。
⑤	債権者に対する情報開示は、債権者委員会の有無にかかわらず要請されることであり、債権者委員会に対する情報開示のみで足りるものとは考えられない。他の債権者に対して、いかなる範囲の者に、いかなる情報をいかなる時期に開示するかの検討が、実務上つねに問題となる。

（参考文献） 拙稿「債権者委員会」園尾隆司＝多比羅誠編『倒産法の判例・実務・改正提言』（弘文堂・2014年）130頁、拙稿「債権者に対する情報開示」金融法務事情 1957号（2012年）13頁（※紙幅上、これらに引用した参考文献をご参照下さい。）。近時の文献として、柴田義人＝福岡真之介＝Annerose Tashiro＝杉本純子「比較法的観点から見た債権者委員会の活用」野村剛司編代『多様化する事業再生』（商事法務・2017年）59頁がある。